<自由論題>

受益証券発行信託と JDR の現状と展望

鯖田豊則(東京国際大学)

2006 年制定の現行信託法では、従来特別法でのみ認められてきた信託受益権の有価証券化を信託法本則で認め、そのネーミングを受益証券発行信託としました。また、税制も一般の受益証券発行信託に対する税の取扱いを明確化するとともに、特定受益証券発行信託という税法独自の分類を設けました。この受益証券発行信託の活用例としては、貴金属上場信託があります。いわゆる貴金属の ETF で、三菱 UFJ 信託銀行が受託者となり、2010 年 7 月2日付けで東京証券取引所(東証)に上場され、貴金属への現物投資と同じ効果を得るとともに、有価証券化による譲渡の利便性を可能としています。他にも、貴金属への投資には種々の金融商品が開発・提供されていますが、貴金属上場信託の特筆事項は、国内における現物保管を裏付けとして、有価証券化されているという点にあります。投資の対象とされている貴金属は、純金、純プラチナ、純銀、純パラジウムの 4 種類で、しくみ的には、受益証券発行信託の仕組みを活用した商品現物型 ETF になります。また、東証が、2010 年 3 月施行の上場規程の見直しを行ったことで、上場が可能となったとされています。東証が、上場商品の種類や数を増やし、東証の活性化を図る一手段として、受益証券発行信託の仕組みを活用していることがその背景にあるものと思われます。

また、JDR は、「日本型預託証券」や「日本版預託証券」といった邦訳が使われることがありますが、金融商品取引法(金商法)では、同法 2 条 1 項 20 号に規定するいわゆる「預託証券」には該当せず、同項 14 号に規定する「受益証券」に該当するとしています。具体的には、信託法に基づく受益証券発行信託の仕組みを用いて、外国の有価証券を日本国内で流通させるスキームのことを言います。外国有価証券を信託財産(受託有価証券)として日本国内で発行される受益証券発行信託の受益証券のことであり、金商法上、「有価証券発行信託」と呼ばれています。海外で発行された有価証券を日本国内で円滑に流通を図る仕組みであり、日本国内の投資者は、国内の株式と同様に売買することが可能となります。すなわち、いわゆる外国証券取引口座の開設は不要となります。

そこで、本稿では、受益証券発行信託とJDRの制度発足後の現状の普及度合を分析するとともに、今後の更なる発展のためには、どのような課題があるのか、制度面としての商品のしくみを検討しつつ証券市場へのかかわり方と展望を整理することとしたい。